

社会福祉法人 対馬市社会福祉協議会

法令遵守規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人対馬市社会福祉協議会（以下「本会」という。）における法令遵守の推進について必要な事項を定め、これを適切に運用することにより法令遵守の徹底と本会の社会的信頼性の確保及び業務運営の公平性の確保を目的とする。

(方 針)

第2条 職員、嘱託職員、臨時職員等（以下、「職員」という。）は法令を遵守し、社会的模範・倫理に則って行動し、問題のある活動には関与しない。

2 本会は、法令遵守に関する違反、逸脱、過失等の事実があったときは、これを率直に認め、速やかに是正措置及び再発防止措置を講じる。

3 本会は、社会の秩序や本会の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、利益の供与をしない。

4 本会は、行政及び関係機関・団体との間において健全かつ正常な関係を保持し、違法な利益供与、贈賄は行わない。

(責 務)

第3条 職員は、法令、条例、通達等に加え、本会が定める定款、規程等を遵守するとともに、倫理・社会規範を全うし、公正な業務の遂行に努めなければならない。

2 職員は、自らの業務に関する法令等について、常に正しい知識の習得に努めなければならない。

(法令遵守責任者)

第4条 本会の法令遵守責任者は、会長とする。

2 法令遵守責任者は、法令遵守副責任者に本会の事務局長及び支所長を指名する。

(法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、法令遵守に関する組織体制を整備するものとする。

2 法令遵守責任者は、事業遂行状況を法令遵守の観点から法令遵守副責任者に命じ、必要に応じて報告を受け確認するものとする。

(職員の責務)

第6条 職員は、第2条に定める方針に基づき、日々の業務を行うものとする。

2 職員は、自らも専門職としての職業倫理を身につけ、また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他関係法令を遵守し、日常の業務を遂行しなければならない。

3 職員は、法令遵守の視点から疑わしい事象がある場合には、自らの上司、必要に

応じて法令遵守責任者及び法令遵守副責任者に報告しなければならない。

(教育及び研修)

第7条 法令遵守責任者は、必要に応じて職員に法令遵守に関する研修を企画し、実施するものとする。

(通報処理担当部署)

第8条 職員からの通報を受け付ける部署及び法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる部署は、本会総務・企画班に設置する。

(通報の方法)

第9条 職員は、第2条に規定する方針に反する行為を自ら犯した場合、又は他の職員のルール違反やそのおそれのある行為を認識した場合には、速やかに自らの上司又は必要に応じて法令遵守責任者に通報しなければならない。

2 通報手段等は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会による実名で行うものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合には匿名においても受理するものとする。

3 前項により通報を行う場合には、次の各号に定める内容を確認する。

(1) 法令等に反する行為(以下「違反行為」という。)の具体的内容

(2) 違反行為者

(3) 違反行為が行われた日時

(4) 違反する法律、規程等の該当条項

(5) 違反行為を知った経緯

(6) その他必要な事項

(法令遵守委員会)

第10条 法令遵守委員会は法令遵守責任者を委員長とし、事務局長、支所長、主幹、総務・企画班係長及び外部有識者を委員として構成する。また、委員長が必要と認められた者を追加で委員として加える事もできる。

2 法令遵守委員会は、次の事項を遂行する。

(1) 通報された事項に関する事実関係の調査。

(2) 法令遵守施策の検討及び実施。

(3) 法令遵守違反行為について原因の究明に向けた分析及び検討

(4) 法令遵守違反行為に関与した者に対し厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(5) その他、委員長が指示した事項

3 委員長は、事実関係の調査の結果、重大な違反行為が行われていることを確認したときには、直ちに違反行為の停止を勧告するとともに、その違反行為の内容を理事会に報告しなければならない。

(処分)

第11条 法令遵守委員会の結果、不正行為が明らかになった場合には、本会は当該行為に関与した者に対し、就業規則等に従って処分を課すものとする。

(通報者等の保護及び不正通報)

第12条 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益処分も行わない。

2 本会は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置をとらなければならない。また、通報者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者(通報者の上司、同僚等を含む。)がいた場合には、就業規則等に従って処分を課すことができる。

3 通報者等は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的の通報を行ってはならない。本会はそのような通報を行った者に対し、就業規則等に従って処分を課すことができる。

(個人情報の保護)

第13条 本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 本会は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、就業規則等に従って処分を課すことができる。

(通知、公表)

第14条 本会は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者(その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。)のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知するものとする。

2 個人情報に関するものを除き、法令遵守違反行為について原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに法令遵守違反行為に関与した者に対し厳格な処分及び再発防止策の公表することとする。

(相談または通報を受けた者の責務)

第15条 窓口担当者に限らず、相談又は通報を受けた者(通報者等の上司、同僚等を含む。)は、この規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年12月1日より施行する。

2 この規程は、令和4年10月1日から改正実施する。